

## 乳幼児医療Q & A（平成26年3月）

### ●保険者と負担市町村の関係について

Q 1. 国保保険者と乳幼児の負担市町村が異なる場合があるか？

A あり得る。

Q 2. 県外保険者もあり得るか？

A あり得る。

### ●一部負担金について

Q 3. 初回の窓口負担金が自己負担額未満の場合、一部負担金の取り扱いは？

A 実際の窓口負担額を記載する。

2回目以降の受診に係る差額の徴収については、市町村によって異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。

Q 4. 同一月に外来から入院に変わった場合、一部負担金の取り扱いは？

A 入院・外来、それぞれで徴収する。

Q 5. 保険者が変わった場合の一部負担金の取り扱いは？

A 保険者ごとに再度徴収する。徴収する額については、市町村によって異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。

Q 6. 保険者は変わらず、月の途中で市町村が変わった場合の一部負担金の取り扱いは？

A 月初めの市町村で徴収し、後段の市町村では徴収しない。

Q 7. 「自己負担なし」から「自己負担あり」の市町村へ転出した場合の一部負担金の取り扱いは？

A 保険者が変わらない場合は徴収しないが、保険者が変わる場合は再度徴収する。徴収する額については、市町村によって異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。

### ●受給資格証の提示について

Q 8. 月の1回目に受診した時、受給資格証を提示せず、2回目に受給資格証を提示した場合の取り扱いは？

A 受給資格証を提示した時から乳幼児医療に該当する。（この場合、レセプトの請求点数と乳幼児医療の対象点数が異なることになり、摘要欄へコメントの記載が必要。）

医療機関と患者で協議のうえ、乳幼児医療について「全部を該当とせず償還払いにする」、もしくは「全部を該当とし現物給付にする」のどちらかの選択も可能である。

●レセプトへの記載について

Q 9. 一部負担金相当額が自己負担額未満の場合のレセプトへの記載は？

A レセプトへの記載が必要。  
ただし、外来の場合の負担金の記載は、10円未満の端数を四捨五入する前の額を記載。

Q10. 公費（法定）併用の場合で窓口負担がない場合のレセプトへの記載は？

A 保険点数・公費（法定）併用点数・乳幼児対象点数が同点数の場合のみ必要ない。

Q11. 複数の公費併用のため記載枠がない場合のレセプトへの記載は？

A 紙レセプトの場合は、摘要欄に負担者番号、受給者番号、一部負担金を記載する。  
（提出前に連絡があるとよい。）  
電子レセプトの場合は、5者併用まで対応しており、第3公費・第4公費の負担者番号、受給者番号、一部負担金は摘要欄に記載される。

●その他

Q12. 保険と乳幼児医療で異日数・異点数となることがあるのか？

A 原則、同日数・同点数の記載。  
ただし、Q 8. で示した月途中での受給資格証の提示事例以外に健診等で異日数・異点数となることがある。（この場合、摘要欄へコメントの記載が必要。）